中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（平成十年法律第百五十二号）」の下に「第十一条の七第一項に規定する新事業分野開拓関連保証、同法」を加える。

第五条及び第六条中「新事業創出促進法」の下に「第十一条の七第一項に規定する新事業分野開拓関連保証、同法」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第二十六号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、採石法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二日

通商産業大臣　深谷　隆司

採石法施行規則の一部を改正する省令

採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二以上の都道府県の区域内に事務所を設置して採石業を行なおうとする場合にあつては当該事務所（二以上の通商産業局の管轄区域内に事務所を設置しているときは主たる事務所）の所在地を管轄する通商産業局長に、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置して採石業を行なおうとする場合にあつては当該事務所の所在地」を「当該業を行おうとする区域」に改める。

第八条の二を次のように改める。

第八条の二　削除

第八条の三第一項中「第三十二条の六第三項」を「第三十二条の六第二項」に、「次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる者に下欄に掲げる様式」を「当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に様式第三による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に様式第四」に改め、同項の表を削る。

第八条の四第一項及び第八条の五中「通商産業局長または」を削る。

第八条の八中「その試験科目は、次に掲げる事項」を「当該試験においては、次に掲げる事項ごとに定める合格基準のいずれにも適合しているときは、合格」に改め、同条第一号中「法令」を「法令事項」に改め、同条第二号中「岩石の採取」を「岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置」に改める。

第八条の十六の次に次の一条を加える。

（軽微な変更）

第八条の十六の二　法第三十三条の五第一項の通商産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によつて当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。

2　前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県の条例、規則その他の定めで定めることができる。

第九条の三を削り、第九条の二の二を第九条の三とする。

第十一条中「当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十四条中「意見の聴取」の下に「（通商産業大臣又は通商産業局長がした処分に係るものに限る。）」を加え、「、通商産業局長若しくは都道府県知事」を「若しくは通商産業局長」に改める。

第二十三条第二項ただし書を削り、同条第三項ただし書を削り、同条第四項ただし書を削る。

本則に次の一条を加える。

（条例等に係る適用除外）

第二十九条　第八条第一項、第八条の四、第八条の五、第八条の七、第八条の九、第八条の十一、第八条の十五から第八条の十八まで、第十二条及び第二十三条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

様式第一の備考に次のように加える。

5　事務所の名称及びその所在地は、登録を受けようとする都道府県の事務所だけでなくすべての事務所について記載することとする。

様式第二を次のように改める。

様式第二　削除

様式第二十を次のように改める。

様式第二十　削除

附　則

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行前にされた採石法又は同法に基づく命令の規定による審査請求又は異議申立てに係る意見の聴取に関する手続については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

○通商産業省令第二十七号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、及び割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

平成十二年三月二日

通商産業大臣　深谷　隆司

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表第一号及び第二号を次のように改める。

一　許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の二の許可を受けた者	事業年度の終了の日の現在において様式第十の六により作成した財産及び収支に関する報告書又は様式第二により作成した財産に関する調書並びにその事業年度の貸借対照表及び損益計算書	毎事業年度終了後遅滞なく	主たる営業所の所在地を管轄する通商産業局長を経由して通商産業大臣
二　登録割賦購入あつせん業者	四月から九月までの期間における予約前受金の状況及び前払式割賦販売又は前払式特定取引の契約の件数について様式第十一による報告書	毎年、各期間における最後の月の末日から起算して五十日以内	主たる営業所の所在地を管轄する通商産業局長

第二十六条第一項中「（法第四十八条第二項で準用する場合を含む。）」を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）第十五条第二項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する通商産業局長を経由してしなければならない。

様式第七中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改める。

様式第十一中「通商産業局長（都道府県知事）」を「通商産業大臣」に改める。

様式第二十一中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、様式第七及び様式第二十一の改正規定は、公布の日から施行する。

○運輸省令第八号

民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成十二年三月二日

運輸大臣　二階　俊博

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令

（海難審判法施行規則の一部改正）

第一条　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　成年被後見人又は被保佐人